

様式 2

不利益処分に係る処分基準

| | | |
|------------------|----------------------|--|
| 処 分 の 名 称 | | マンション再生事業における個人施行者の施行認可の取消し |
| 根拠条例・規則等名 | | マンションの再生等の円滑化に関する法律 |
| 条 項 | | 第 9 9 条 第 2 項 |
| 所 管 部 課 | | 建設局 建築行政部 住宅政策課 (電話 : 048 - 829-1518) |
| 処 分 基 準 | 基 準 (未設定の場合はその理由) | 設定できません。 (理由) 当該不利益処分の性質上、法律の定め以上に具体化することが困難であり、また、事案ごとの裁量が大きく基準を設定することが困難であるため。 |
| | 設定等年月日 | 平成 26 年 12 月 26 日 設定 令和 8 年 4 月 1 日 最終改正 |
| 備 考 | | |